

「中小企業信用保険法第2条第5項第5号(ロ)の認定を申請される方へ」

【対象中小企業者】

国が指定する業種（以下、指定業種）に属する事業を行っており、主要原材料である原油等の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引き上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じている中小企業者（次の①から③の条件をすべて満たすことが条件です）

- ① 原油等の月平均購入価格が、最近1ヶ月間の価格と前年同期価格の上昇率が20%以上であること
- ② 原油等が売上原価に占める割合が20%以上であること
- ③ 原油及び石油製品の価格の上昇にもかかわらず、製品価格に転嫁できないため、最近3ヶ月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合を上回っていること

※いずれも指定業種に関する数値のみを認定の基礎とします

【申請に必要な書類一式】

1. 申請書・・・2通（全て記名・押印のこと）
2. 法人の場合は前期決算書、個人の場合は前年の確定申告書の写し（一式をコピーで提出）
3. 最近1ヶ月及び前年同期1ヶ月の原油等の平均仕入れ単価を確認できる資料（領収証、納品書の写し等）
4. 最近1ヶ月の売上原価の総額と原油等の仕入れ総額が確認できる資料（試算表等の写し、領収証納品書の写し等）
5. 最近3ヶ月及び前年同期3ヶ月の売上・原材料費、製品原価が確認できる資料（試算表等の写し）
6. 法人の場合、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）※木更津市内が本店登記地であることが必要です。
7. 許認可業種の場合、許可証の写し
8. 代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

【申請窓口】

◆木更津市経済部・産業振興課 ☎0438-23-8458 FAX0438-23-0075
(木更津市富士見1-2-1 スパークルシティ木更津8階)

法人の場合は本店登記地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地(住民登録地ではありません)が木更津市でない場合、本店登記地または主たる事業所の所在地の市区町村にて認定手続を行ってください。

●木更津電子申請ダウンロード

URL : <http://www.city.kisarazu.lg.jp/16,435,69.html>

(こちらから申請書を取り出すことができます)

●中小企業庁URL : http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

(こちらで指定業種のリストを見ることができます)

**** 申請にあたっては以下の点について、あらかじめ御了承ください ****

★ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります

★ 本認定による資金調達は、その用途が指定業種の事業資金に限定される場合があります